

平成十七年政令第342号

郵政民営化法施行令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八十七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三十六條第九項に規定する政令で定める日）

第一条 郵政民営化法（以下「法」という。）第三十六條第九項に規定する政令で定める日は、平成十八年一月二十三日とする。

（郵便貯金銀行の預入限度額）

第二条 法第七十七條第一号に規定する政令で定める預金等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める預金等とする。

- 一 次号に規定する者以外の者から預金等を受け入れる場合
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一條の二第一項各号に掲げる要件の全てに該当する預金

二 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び郵便保険法第五十一條の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百三十五号）第四條第二号に規定する定期預金

2 法第七十七條第一号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 前項第一号に掲げる場合
次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額
イ 預金保険法第五十一條の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金（前項第一号に定めるものを除く。以下この号において「二号預金」という。）を受け入れる場合
千三百万円（当該受入れに係る預金者等の郵便貯金銀行への法第七十七條第一号に規定する預金等であつて二号預金以外のもの又は機械への同号ロに規定する郵便貯金があるときは、千三百万円に当該預金等の額の合計額及び当該郵便貯金の額の合計額（その合計額が千万円を超えるときは、千万円）を加算した額）

ロ 法第七十七條第一号に規定する預金等であつて二号預金以外のものを受け入れる場合
千三百万円（当該受入れに係る預金者等の郵便貯金銀行への二号預金があるときは、千三百万円に当該二号預金の額の合計額を加算した額）

二 前項第二号に掲げる場合
千三百万円
3 第一項第一号に掲げる場合における法第七十七條第三号の規定の適用については、同号二に規定する第一号イに掲げる額は、前項第一号ロに定める額とする。

（郵便貯金銀行の業務の制限）

第三条 法第十條第一項第一号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 外貨預金の受入れ

二 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令第四條第二号に規定する譲渡性預金をいう。）の受入れ
2 法第十條第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六條第二項の規定により銀行が行うことができる事務に係る業務（当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関するものに限る。）

二 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第六十八條第六項の規定により銀行が受託して行うことができる同法第二百二十七條第一項の申出の受理に関する業務

三 保険業法（平成七年法律第五十五号）第七十五條第二項の規定により銀行が行うことができる保険募集（郵便保険法を所屬保險会社等として行う第九條第二項に規定する保險の種類（保險金の支払の事由が複数あるとさの当該保險金の支払の事由の組合せその他同條第一項各号に掲げる保險の種類の詳細を含む。同項を除き、以下同じ。）の保險の保

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十一條第二項の規定により銀行が受託して行うことができる同條第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、同條第二項の厚生労働省令で定める事務に限る。）に係る業務
五 確定拠出年金法第八十八條第二項の規定により銀行が営むことができる同法第二條第七項に規定する確定拠出年金運営管理業（同條第三項に規定する個人型年金に係るものに限る。）

六 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第八條第二項の規定により同法第二條第三項に規定する金融機関が行うことができる事務に係る業務

七 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十二條第三項の規定により同法第二條第一項に規定する金融機関が行うことができる業務
（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第四条 法第二百四十四條第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一條第一項
二 農業保險法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百四十四條第二項、第八十八條第三項及び第二百四十五條第三項
三 貿易保險法（昭和二十五年法律第六十七号）第十四條第二項
四 及び五 削除
六 国民年金法第二百二十八條第六項
七 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十二條第三項
八 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第五條第二項

九 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二條第二項
十 農水産業協同組合貯金保險法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十五條第二項
十一 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十四條第二項
十二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一條の四第二項
十三 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十八條第二項
十四 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十八條第二項
十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三十三号）第十條第二項
十六 削除
十七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十五條第二項
十八 削除
十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法

律（平成八年法律第十八号）第三十四條第二項
二十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第十八條第二項二十一及び二十二 削除
二十三 確定拠出年金法第六十一條第二項
二十四 厚生年金保險制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第二十五條

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同條第二項の規定により読み替えられた同法附則第二條第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第七十條第二項
二十五 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十條第二項
二十六 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十四條第三項
二十七 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十六條第二項
二十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十七條第三項
二十九 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十四号）附則第六條第三項
三十 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十五條第二項
三十一 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十四條第二項
三十二 削除
三十三 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第四條第二項
三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十五條第二項
三十五 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六條第二項（同法附則第七條第六項において読み替えて適用する場合を含む。）
三十六 電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第五十八條第二項

2 郵便貯金銀行についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中

（平成十八年法律第九十七号）第八十七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三十六條第九項に規定する政令で定める日）

第一条 郵政民営化法（以下「法」という。）第三十六條第九項に規定する政令で定める日は、平成十八年一月二十三日とする。

第二条 法第七十七條第一号に規定する政令で定める預金等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める預金等とする。

- 一 次号に規定する者以外の者から預金等を受け入れる場合
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一條の二第一項各号に掲げる要件の全てに該当する預金
二 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び郵便保險法第五十一條の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百三十五号）第四條第二号に規定する定期預金

2 法第七十七條第一号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 前項第一号に掲げる場合
次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額
イ 預金保險法第五十一條の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金（前項第一号に定めるものを除く。以下この号において「二号預金」という。）を受け入れる場合
千三百万円（当該受入れに係る預金者等の郵便貯金銀行への法第七十七條第一号に規定する預金等であつて二号預金以外のもの又は機械への同号ロに規定する郵便貯金があるときは、千三百万円に当該預金等の額の合計額及び当該郵便貯金の額の合計額（その合計額が千万円を超えるときは、千万円）を加算した額）

ロ 法第七十七條第一号に規定する預金等であつて二号預金以外のものを受け入れる場合
千三百万円（当該受入れに係る預金者等の郵便貯金銀行への二号預金があるときは、千三百万円に当該二号預金の額の合計額を加算した額）

二 前項第二号に掲げる場合
千三百万円
3 第一項第一号に掲げる場合における法第七十七條第三号の規定の適用については、同号二に規定する第一号イに掲げる額は、前項第一号ロに定める額とする。

（郵便貯金銀行の業務の制限）

第三条 法第十條第一項第一号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一 外貨預金の受入れ
二 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令第四條第二号に規定する譲渡性預金をいう。）の受入れ
2 法第十條第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六條第二項の規定により銀行が行うことができる事務に係る業務（当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関するものに限る。）
二 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第六十八條第六項の規定により銀行が受託して行うことができる同法第二百二十七條第一項の申出の受理に関する業務
三 保險業法（平成七年法律第五十五号）第七十五條第二項の規定により銀行が行うことができる保險募集（郵便保險法を所屬保險会社等として行う第九條第二項に規定する保險の種類（保險金の支払の事由が複数あるとさの当該保險金の支払の事由の組合せその他同條第一項各号に掲げる保險の種類の詳細を含む。同項を除き、以下同じ。）の保險の保

五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円を超えるもの 八百万円

六 定期保険等の保険契約以外の保険契約 零
法第三十七号第一号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に同じ、同条第一号イに規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一 年齢十五年以下の被保険者 七百万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円）
二 年齢十六年以上五十四年以下の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円）
三 年齢五十五年以上の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円、定期保険等に係る額は八百万円）

3 法第三十七号第一号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては前項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に同じ、同条第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に同じ、同条第一号ロに掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に同じ、同条第一号ロに掲げる額を算定する場合に限り第四号又は第五号に定める額とする。

一 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（旧簡易生命保険法第六十二号第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分を除く。）の合計額から千万円（被

保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が千万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは千万円から控除額を控除した額（その合計額が千万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（同項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分に限る。）の合計額を加えた額

イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの
ロ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者であつて、控除額が千万円に満たない額であるもの

二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 千万円
ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を被保険者とする保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額（当該保険契約が第一項第一号に掲げる保険契約である場合にあっては、同号に定める額とし、同項第二号イ及びハに掲げるものを除く。第四号ロにおいて同じ。）の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

三 特定保険金額死因別保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零
被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 八百万円
ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を被保険者とする定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生したものに係る

保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）
五 定期保険等の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零
第七号 法第三十七号第三号に規定する被保険者の生存に同じ年金を支払うことを約したものの生に同じ年金を支払うことを約したものとして政令で定める保険は、年金保険とする。

2 法第三十七号第三号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約にあっては保険契約者である被保険者以外の被保険者につき算定する場合に限り同号に定める額、第二号に掲げる保険契約にあっては次項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に同じ、同条第三号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

一 夫婦年金保険の保険契約 零
二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約以外の保険契約 零
3 法第三十七号第三号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に同じ、同条第三号イに規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一 年齢二十五年以上の被保険者 年額九十万円（契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額は、零）
二 年齢二十五年以下の被保険者 年額九十万円（契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額は、零）

4 法第三十七号第三号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第三号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては前項各号に定める額（契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額を除く。）から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に同じ、同条第三号ロに掲げる額を算定する場合に限り第一号に定める額、第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては同項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に同じ、同条第三号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

第九号 法第三十八号第一項に規定する政令で定める保険の種類は、次に掲げるものとする。
一 再保険であるかどうかの別
二 保険期間が被保険者の終身である保険（保険期間満了時の被保険者の年齢が九十年を超える保険を含む。）であるかどうかの別

した額に同じ、同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。
一 年金保険の旧簡易生命保険契約であつて、当該旧簡易生命保険契約に係る年金の年額の合計額が年額九十万円を超えるもの 年額九十万円
二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

第八号 法第三十七号第四号に規定する政令で定める保険業法第三号第四項第二号に掲げる保険の区分は、次に掲げるとおりとする。
一 保険業法第三号第四項第二号に掲げる保険のうち同号イからニまでに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの（特例支払条項付保険等を除く。）
二 保険業法第三号第四項第二号に掲げる保険のうち同号ホに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの

2 法第三十七号第四号イに規定する保険区分ごとに政令で定める額は、次の各号に掲げる保険区分の区分に同じ、当該各号に定める額とする。
一 前項第一号に掲げる保険区分 千万円
二 前項第二号に掲げる保険区分 千万円

3 法第三十七号第四号ロに規定する保険区分に対応する政令で定める旧特約の区分は、次の各号に掲げる保険区分の区分に同じ、当該各号に定めるところとする。
一 第一項第一号に掲げる保険区分 その保険金の支払の事由のうち旧簡易生命保険法第十八号第一号又は第二号に掲げる事由を含む旧特約
二 第一項第二号に掲げる保険区分 その保険金の支払の事由のうち旧簡易生命保険法第十八号第三号又は第四号に掲げる事由を含む旧特約

第九号 法第三十八号第一項に規定する政令で定める保険の種類は、次に掲げるものとする。
一 再保険であるかどうかの別
二 保険期間が被保険者の終身である保険（保険期間満了時の被保険者の年齢が九十年を超える保険を含む。）であるかどうかの別

した額に同じ、同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。
一 年金保険の旧簡易生命保険契約であつて、当該旧簡易生命保険契約に係る年金の年額の合計額が年額九十万円を超えるもの 年額九十万円
二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

- 三 保険契約を締結するに当たつての被保険者の数が一人である保険、二人である保険又は三人以上である保険のいずれであるかの別
- 四 医師による被保険者の診査又は保険契約者若しくは被保険者による被保険者の健康状態の告知を保険契約の成立の条件とする保険であるかどうかの別
- 五 保険料を一時に払い込む保険又は分割して払い込む保険のいずれであるかの別（保険料を分割して払い込む保険にあつては、その分割の方法）
- 六 保険契約を締結するに当たつて他の保険契約に付することを条件とする保険（第八号において「特約」という。）であるかどうかの別
- 七 保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、当該保険の保険契約を締結するに当たつての一の保険金の支払の事由に係る保険金額（年金の年額を含む。以下この項において同じ。）の他の保険金の支払の事由に係る保険金額に対する割合
- 八 特約にあつては、特約の保険契約を付するに当たつての当該特約の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある特約にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）の当該特約の保険契約を付する保険の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）に対する割合
- 九 契約者配当を行う保険であるかどうかの別（契約者配当を行う保険にあつては、当該契約者配当として保険金額を増加させる保険であるかどうかの別）
- 十 保険料の算定の基礎として保険契約が解約されると見込まれる率を用いる保険であるかどうかの別
- 十一 保険業法第百十八条第一項の規定により同項に規定する特別勘定を設けなければならない保険であるかどうかの別
- 十二 保険料又は保険金、返戻金その他の給付金の額が外国通貨で表示される保険であるかどうかの別
- 2 法第百三十八条第一項に規定する保険の種類のうち政令で定めるものは、旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行つていた保険が属する保険の種類とする。

（郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第十条 法第百五十二条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

- 一 法第百二十四条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる法律の規定
- 二 第四条第一項各号（第六号及び第二十号を除く。）に掲げる法律の規定

2 郵便保険会社についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「の法律」とあるのは、「の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

第十一条 法第百五十八条第一項第一号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

- 一 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（次に掲げるものを除く。）の合計額から三百万円（その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。次項第二号において「控除額」という。）を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（次に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額

- イ 旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分
 - ロ 旧簡易生命保険契約の復活の申込みに係る復活させる旧簡易生命保険契約に係る保険金額
- 二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（前号ロに掲げるものを除く。第四号並びに次項第三号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）の合計額が千円を超えるもの、千円
- 三 第六条第三項第三号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額
- 四 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円を超えるもの、八百万円
- 五 第六条第三項第五号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

2 法第百五十八条第一項第一号ロに規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第百五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に關して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第百五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に關して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第百五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に關して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

- 一 第六条第一項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

- 二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの、当該保険契約に係る保険金額（第六条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）の合計額から、千円から控除額を控除した額（その合計額が千円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に当該保険契約に係る保険金額（同号ロに掲げるものに限る。）の合計額を加えた額
- 三 被保険者が年齢五十六年以上である保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 千円
- ロ 当該被保険者が被保険者とする旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）
- 四 第六条第一項第四号に掲げる保険契約 同号に定める額
- 五 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 八百万円
- ロ 当該被保険者が被保険者とする定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）
- 六 第六条第一項第六号に掲げる保険契約 同号に定める額
- 第十二条 法第百五十八条第一項第三号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した

額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては、第七号第三項各号に定める額（契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額を除く。）から法第五十八号第一項第三号に掲げる額を控除した額に同じ同号に掲げる額を算定する場合に限り第一号に定める額、第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては第七号第三項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から法第五十八号第一項第三号に掲げる額を控除した額に同じ同号に掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

一 第七号第四項第一号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額
二 第七号第四項第二号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

2 法第五十八号第一項第三号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約にあっては保険契約者である被保険者以外の被保険者につき算定する場合に限り同号に定める額、第二号に掲げる保険契約にあっては第七号第三項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から法第五十八号第一項第三号に掲げる額を控除した額に同じ同号に掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

一 第七号第二項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額
二 第七号第二項第二号に掲げる保険契約 同号に定める額

第十三条 法第五十八号第一項第四号に規定する政令で定める保険契約は、特例支払条項付保険等の保険契約とし、当該保険契約に係る同号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

(評価委員の任命)
第十四条 法第六十五号第一項に規定する評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。

- 一 総務省の職員 一人
- 二 財務省の職員 一人
- 三 日本郵政株式会社 役員 一人
- 四 郵便事業株式会社 役員（郵便事業株式会社が成立するまでの間は、日本郵政株式会社の役員） 一人

五 郵便局株式会社の役員（郵便局株式会社が成立するまでの間は、日本郵政株式会社の役員） 一人
六 郵便貯金銀行の役員 一人
七 郵便保険会社の役員 一人
八 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第十五号第一項の設立委員） 一人
九 学識経験のある者 五人

第十五条 法第六十五号第一項の規定による評価は、同項に規定する評価委員の過半数の一致によるものとする。

第十六条 前二条に規定するもののほか、法第六十五号第一項の規定による評価に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第十七条 法第六十六号第一項の規定により日本郵政公社が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しななければならない。

第十八条 法第七十八号第三項の規定の適用がある場合における印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十号）第十二号第一項の規定の適用については、同項中「その年の二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、「平成十九年八月十六日から同年九月十八日まで」とする。

2 法第七十八号第二項の規定により郵便事業株式会社等が承認を受けたものとみなされた場合における印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十五号第一項の規定の適用については、当該郵便事業株式会社等を当該承認の申請者とみなす。

(法人税に係る課税の特例)
第十九条 承継会社の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十六号に規定する資本金等の額及び同条第十八号に規定する利益積立金額を計算する場合における次の表の上欄に掲げる法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

表の中欄に掲げる字句	表の下欄に掲げる字句
減算した金額（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十九号第二項ただし書（法人税に係る課税の特例）の規定により日本郵政公社の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒引当金勘定の金額並びに同項ただし書の規定により日本郵政公社の帳簿価額を零とした貸与引当金勘定、退職給付引当金勘定及び損害賠償損失引当金勘定の金額の合計額（同法第六十六号第一項（公社の解散及び業務等の承継）に規定する承継計画において定めるところに従い承継した金額に限る。第九号第一項において「特定引当金勘定の合計額」という。）を除く。）	第一号から第六号までに掲げる金額（郵政民営化法第七十九号第一項（法人税に係る課税の特例）に規定する特定引当金勘定（以下この項において「特定引当金勘定」という。）の日の属する事業年度又は連結事業年度後の各事業年度のうちに、特定引当金勘定の合計額を含む。）の
第一号から第六号までに掲げる金額	第一号から第六号までに掲げる金額（特定引当金勘定の日の属する事業年度に於いては、特定引当金勘定の合計額を六号含む。）を

第二号 法第七十九号第三項に規定する政令で定める規定は、法人税法第三十二条第五項とする。
3 法第七十九号第四項に規定する合計額のうち、それぞれの承継会社が承継した法人税法第五十二条第一項に規定する個別評価金銭債権（以下この項及び第十二項において「個別評価金銭債権」という。）及び同条第二項に規定する一括評価金銭債権（以下この項及び第十二項において「一括評価金銭債権」という。）に係る部分の金額として法第七十九号第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

4 法第七十九号第四項に規定する合計額は、次に掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額

イ 当該事業年度終了の時に再保険契約に係る旧簡易生命保険契約について整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）以下この条において「旧公社法」という。）第三十三号第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算した保険料積立金の金額（旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）及び未経過保険料の金額（旧簡易生命保険契約に定められた保険期間のうち、当該事業年度終了の時において、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ロ 旧簡易生命保険法第三十二条第一項に規定する保険料の算出方法書に記載された保険料の計算の基礎となる係数その他の事項を基礎として計算した保険料積立金の金額及び未経過保険料の金額の合計額
二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額

イ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

エ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

エ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

エ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

エ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

エ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

エ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

事業年度後の各連結事業年度)に係る法第七十九條第十九項、第二十一項及び第二十二項並びに第十四項の規定の適用については、当該合併法人は郵便保険会社とみなす。この場合において、当該合併法人の合併の日を含む連結事業年度に係るこれらの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第七十九條第十九項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額は、前項又は第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた承継資産価格変動準備金の金額とする。

二 法第七十九條第二十一項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額は、前項又は第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特定再保険責任準備金の金額とする。

三 法第七十九條第十九項及び第十四項の規定の適用については、同条第十九項及び第十四項第二号中「当該連結事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

19 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の特定現物出資の日を含む事業年度の月数又は連結事業年度の月数は、六月とみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

20 法第七十九條第九項及び第十九項並びに第五項第二号及び第十四項第二号の月数は、曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(相続税に係る課税の特例)
第二十条 法第八十條第一項に規定する土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たすもの(郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」という。))第三條の規定による改正前の郵便局株式会社法(平成十七年法律第九十号)第四條第一項に規定する業務(同条第二項に規定する業務を併せ行っている場合の当該業務を含む。)の用に供されていた部分以外の部分があるときは、当該業務の用に供されていた部分に限る。)とする。

一 法の施行の日(以下「施行日」という。)
前から法第八十條第一項の相続又は遺贈に

係る被相続人(以下この条において「被相続人」という。)に係る相続の開始の直前まで引き続き当該被相続人が有していたものであること。

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産(これを含まない)に該当しないものであること。

2 法第八十條第一項第一号に規定する旧公社に對し貸し付けられていた建物で政令で定めるものは、同号の旧公社との賃貸借契約の当事者である被相続人又は当該被相続人の相続人が有していた建物とする。

3 法第八十條第一項第一号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 当該賃貸借契約に係る日本郵便株式会社(施行日から平成二十四年改正法の施行の日(以下「平成二十四年改正法施行日」という。))の前日までの間にあっては、郵便局株式会社)の営業所、事務所その他の施設(以下この号において「支社等」という。)の名称若しくは所在地又は支社等の長

二 当該賃貸借契約に係る被相続人又は当該被相続人の相続人の氏名又は住所
三 当該賃貸借契約において定められた契約の期間
四 当該賃貸借契約に係る法第八十條第一項に規定する特定宅地等及び同項第一号に規定する郵便局舎の所在地の行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称又は地番

4 法第八十條第一項第一号に規定する郵便局株式会社及び日本郵便株式会社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものは、郵便局株式会社及び日本郵便株式会社との賃貸借契約の当事者である被相続人又は当該被相続人の相続人が有していた建物とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)
第二十一条 法第八十五條第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四十三條第四項の規定による認可
二 法第五條第一項及び第三十五條第一項の規定による決定
三 法第六十一條第一項の規定による基本計画の策定
四 法第六十三條第一項の規定による指示

五 法第六十三條第三項及び第四項の規定による認可
(財務局長等への権限の委任)
第二十二条 法第八十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、郵便貯金銀行又は郵便保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合において、福岡財務支局長)も行うことができる。

一 法第七十七條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の求め
二 法第六十八條第一項及び第二項並びに第四十六條第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

2 前項各号に掲げる権限で郵便貯金銀行の本店以外の営業所その他の施設(郵便貯金銀行を所屬銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第十六項に規定する所屬銀行をいう。以下この項において同じ。))とする銀行代理業者(同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この項において同じ。))の営業所又は事務所その他の施設を含む。若しくはその子法人等(同法第二十四條第二項に規定する子法人等をいう。若しくは郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者以外の者で郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設(以下この条において「支店等」という。))又は郵便保険会社の本店以外の営業所その他の施設若しくはその子法人等(保険業法第二百二十八條第二項に規定する子法人等をいう。若しくは郵便保険会社から業務の委託を受けた者の施設(以下この条において「営業所等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等又は当該営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合において、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、郵便貯金銀行の支店等又は郵便保険会社の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該郵便貯金銀行の本店若しくは当該支店等以外の支店等又は郵便保険会社の本店若しくは当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認め

たときは、当該郵便貯金銀行若しくは郵便保険会社の本店、当該支店等以外の支店等又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

(準備行為)
第二十三条 設立委員等がする法第八十七條第一項の準備行為は、承継会社等がその成立の時に對し業務を円滑に開始するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

2 設立委員等は、法第八十七條第一項の準備行為をしようとするときは、同項の準備行為であることを明らかにしてしなければならない。(郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭の額の端数計算)
第二十四条 法第八十二條第一項の規定により交付すべき金銭の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 法第八十二條第一項第一号の月数は、曆に従って計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の準用)
第二十五条 法の施行の際に係属している旧公社の事務に関する訴訟であつて各承継会社が受けて施行日以後に承継会社を当事者とするものについては、国の利害に係る訴訟については、法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第五條第一項及び第三項、第八條本文並びに第九條前段の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第五行政庁は	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)
第一項	第六條第三項に規定する承継会社(以下この項及び第三項並びに第八條本文において「承継会

十	原子爆弾被爆者厚	指	百二十七	十	感染症の予防及都	結	一	十	原子爆弾被爆者都	指	十二	四	原子爆弾被爆者厚	指	百二十七
九	対する援護に生	定	条第一項	九	び感染症の患者道	核	一	九	対する援護に道	定	条第一項	三	対する援護に生	定	条第一項
八	成六年法律第百働	護	護に關する法律第	八	關する法律(平	予	一	八	關する法律第十	護	護に關する法律第	二	成六年法律第百働	護	護に關する法律第
七	十七号)第十二	一	十二	七	十年法律第百知	防	一	七	九	一	十二	一	十七号)第十二	一	十二
六	条第一項	二	十二	六	八条第二項	及	一	六	九	二	十二	二	条第一項	二	十二
五	十	三	十二	五	障害者自立支援都	都	一	五	十	三	十二	三	十	三	十二
四	十	四	十二	四	法(平成十七年道	道	一	四	十	四	十二	四	十	四	十二
三	十	五	十二	三	法律第百二十三府	府	一	三	十	五	十二	三	十	五	十二
二	十	六	十二	二	号)第五十四	知	一	二	十	六	十二	二	十	六	十二
一	十	七	十二	一	第二項	事	一	一	十	七	十二	一	十	七	十二

二	高圧ガス保安法第	出	同法第二	二	旧公社法施行令第	出	同法第二	二	高圧ガス保安法第	出	同法第二	二	高圧ガス保安法第	出	同法第二
一	五	二	七	一	三	三	二	一	五	二	七	一	五	二	七
一	五	二	七	一	三	三	二	一	五	二	七	一	五	二	七
一	五	二	七	一	三	三	二	一	五	二	七	一	五	二	七
一	五	二	七	一	三	三	二	一	五	二	七	一	五	二	七

七	旧公社法施行令第	出	同法第二	七	電氣事業法(昭和	出	同法第二	七	旧公社法施行令第	出	同法第二	七	電氣事業法(昭和	出	同法第二
六	三	三	二	六	九	三	二	六	三	三	二	六	九	三	二
六	三	三	二	六	九	三	二	六	三	三	二	六	九	三	二
六	三	三	二	六	九	三	二	六	三	三	二	六	九	三	二
六	三	三	二	六	九	三	二	六	三	三	二	六	九	三	二

八	旧公社法施行令第	出	同法第二												
七	三	三	二	七	三	三	二	七	三	三	二	七	三	三	二
七	三	三	二	七	三	三	二	七	三	三	二	七	三	三	二
七	三	三	二	七	三	三	二	七	三	三	二	七	三	三	二
七	三	三	二	七	三	三	二	七	三	三	二	七	三	三	二

（国庫納付金の納付に関する経過措置）
第五条 整備法附則第三十七条の規定により従前の例によるものとされる国庫納付金の納付については、旧公社法施行令第四条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十年一月四日」と、旧公社法施行令第五条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十年一月十日」とする。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）
第六条 日本郵政株式会社は、施行日前においても、整備法第十四条の規定による改正後の郵便法（昭和二十二年法律第六十五号。以下この条において「新郵便法」という。）第六十七条第一項の規定の例により、郵便に関する料金（同条第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、総務大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定により届け出た料金は、施行日において、新郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た料金とみなす。
3 日本郵政株式会社は、施行日前においても、新郵便法第六十七条第三項、第六十八条第一項、第七十条第一項及び第七十三条の規定の例により、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金、郵便約款並びに郵便業務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けることができる。この場合において、新郵便法第七十三条中「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二十号）第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の八の審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により認可を受けた料金、郵便約款及び郵便業務管理規程は、施行日において、それぞれ新郵便法第六十七条第三項の規定により認可を受けた料金、新郵便法第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款及び新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。
第七条 旧公社の平成十九年四月一日から始まる事業年度に係る整備法第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の二第四項に規定する

取支の状況の公表は、総務省令で定めるところにより、郵便事業株式会社が行うものとする。（整備法附則第三十六条及び第四十八条第二項の審議会等で政令で定めるもの）
第八条 整備法附則第三十六条及び第四十八条第二項の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。（恩給負担金の取扱）
第九条 整備法附則第四十九条に規定する整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で同法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、その全部に相当する金額について、日本郵政株式会社を特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）に規定する特別会計とみなし、同法の規定を準用する。（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）
第十条 整備法附則第五十条の規定により承継会社等を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	行政庁（国に所属するものに前項の訴訟	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第三項に規定する承継会社等（以下「承継会社等」という。）を當事者又は参加人とする訴訟
前条の訴訟		

当該行政庁
等
承継会社等は

第五項
第一項
、当該行政庁の処分（行政事承継会社等事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を當事者若しくは

第五項
第三項
及
第六
第八
条
本
条
第
二
項
、
第
六
条
の
第
二
四
項
若
しくは
第
二
項
若
しくは
第
五
項
又
は
前
一
項
又
は
第
六
条
第
四
項
若
しくは
第
五
項
又
は
前
一
項
又
は
第
六
条
第
三
項

承継会社等
（郵便窓口業務等受託者が行う業務に関する経過措置）
第十一条 整備法附則第七十四条第一項第八号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一 郵便事業株式会社又はその委託を受けた郵便局株式会社から委託又は再委託を受けた郵便物（整備法附則第七十四条第一項第三号に規定する総務省令で定めるものに限る。）の交付に関する業務
二 郵便貯金銀行の委託を受けた郵便局株式会社から再委託を受けた銀行代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）に付随する業務（国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱に關する業務の代理又は媒介に限る。）

三 郵便保険会社の事務の代行（郵便局株式会社から委託を受けた業務で、総務省令で定めるものに限る。）
（退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額に関する経過措置）
第十二条 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金については、整備法第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給の実績等を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が納付するものとする。
2 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金の納付については、整備令第十五条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する政令（昭和二十五年政令第六十四号）の規定を準用する。この場合において、同令第一項中「十日（当該四半期開始後支出負担行為の計画及び支払計画の示達を受けたときは、その示達を受けた日以後十日）」とあるのは「十日」と、同令第二項中「翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るもの）」であるときは、翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るもの）」と読み替えるものとする。（平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金に関する経過措置）
第十三条 平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金については、総務大臣は、整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる整備法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この条において「旧交納付金法」という。）第十三条第六項の規定にかかわらず、旧交納付金法第十三条第三項の規定によつて日本郵政公社が所有する固定資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。以下この条において同じ。）を市町村に配分した後に、当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合、旧交納付金法第九條第二項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）若しくは第三

項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の規定による通知を受けた場合又は旧交納付金法第十三条第五項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、旧交納付金法第十三条第三項の規定によって配分した固定資産の価格等を修正する必要があるときは、当該配分に係る価格等の修正を行い、遅滞なく、これを市町村長に通知するとともに、その旨を日本郵政株式会社へ通知するものとする。

2 市町村長は、前項の規定による通知を受けた場合には、旧交納付金法第十五条第二項の規定により送付した納付金納額告知書に記載された納付金額（以下この条において「旧納付金額」という。）を修正し、修正した後の納付金額（以下この条において「修正納付金額」という。）を記載した納付金納額告知書を日本郵政株式会社へ送付しなければならない。

3 前項の場合において、市町村長は、旧納付金額が修正納付金額に満たないときはその不足金額を日本郵政株式会社から徴収し、旧納付金額が修正納付金額を超えるときはその過納金額を日本郵政株式会社に還付しなければならない。

4 前項及び整備法附則第九十条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧交納付金法第十六条第二項の規定にかかわらず、市町村長が平成十九年十一月三十日までに第二項の規定により修正納付金額を記載した納付金納額告知書を送付する場合には、日本郵政株式会社が同年十二月三十一日まで納付すべき平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金の額は、旧納付金額と修正納付金額との差額に相当する額は旧納付金額の二分の一に相当する額に相当する額とし、旧納付金額が修正納付金額を超えるときは旧納付金額と修正納付金額との差額に相当する額を旧納付金額の二分の一に相当する額とする。

5 日本郵政株式会社は、第一項の規定による価格等の修正について不服がある場合においては、同項の規定による通知を受けた日から起算して六十日以内に総務大臣に異議を申し出ることができる。

6 前項の規定による異議の申出に対する総務大臣の決定は、その申出のあった日から起算して二月以内になければならない。
7 総務大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を日本郵政株式会社及び当該決定に係る固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定により固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知を受けた場合においては、第二項の規定により送付した納付金納額告知書に記載された修正納付金額を修正し、修正した後の納付金額を記載した納付金納額告知書を日本郵政株式会社に送付するとともに、その過納金額を日本郵政株式会社に還付しなければならない。

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税の申込書等に関する経過措置）
第十四条 整備法附則第九十二条第五項の規定により施行日において整備法第六十二条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四条の二又は第四条の三に規定する要件に従って整備法附則第九十二条第四項に規定する預入等をしたものとみなされる同条第五項に規定する旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄について、施行日前に提出し、又は作成された整備法第六十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の規定による改正後の租税特別措置法第三十五条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二条の六から第二条の二十六まで又は第二条の二十八から第二条の三十四までの規定による申込書、申告書その他の書類（帳簿を含む。以下この条において同じ。）は、それぞれ新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定及び整備令第三十五条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二条の六から第二条の二十六まで又は第二条の二十八から第二条の三十四までの規定により提出し、又は作成された申込書、申告書その他の書類とみなす。

附則（平成一八年一月二〇日政令第三号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一八年七月二六日政令第二四八号）
この政令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年九月二五日政令第三〇一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条、第九十七条、第二百五条及び第九十九条の規定は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇年二月二日政令第二〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。
附則（平成二〇年四月三〇日政令第一五六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇年七月二日政令第二一四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年七月四日から施行する。
附則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附則（平成二〇年一〇月二二日政令第三二五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。
附則（平成二三年六月一〇日政令第一六六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二三年七月二九日政令第二三七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。
附則（平成二四年七月二五日政令第二〇二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。ただし、第二十条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
（特定受託者が行う業務に関する経過措置）
第二条 平成二十四年改正法附則第十九条第一項第五号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一 日本郵便株式会社から委託を受けた貨物（平成二十四年改正法附則第十九条第一項第三号に規定する総務省令で定めるものに限る。）の交付に関する業務
二 郵便貯金銀行の委託を受けた日本郵便株式会社から再委託を受けた銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）に付随する業務（国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いに関する業務の代理又は媒介に限る。）
三 郵便保険会社の事務の代行（日本郵便株式会社から委託を受けた業務で、総務省令で定めるものに限る。）
（郵便局株式会社による準備行為に関する郵政民営化法の特例）
第三条 総務大臣は、郵政民営化法第七十六条の四第一項の規定によりその例によるものとされる平成二十四年改正法第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第四項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を郵政民営化委員会に通知しなければならない。
（郵便法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 郵便事業株式会社の平成二十四年四月一日から始まる事業年度に係る平成二十四年改正法附則第九条の規定による改正前の郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第六十七条第五

項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の規定による通知を受けた場合又は旧交納付金法第十三条第五項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、旧交納付金法第十三条第三項の規定によって配分した固定資産の価格等を修正する必要があるときは、当該配分に係る価格等の修正を行い、遅滞なく、これを市町村長に通知するとともに、その旨を日本郵政株式会社へ通知するものとする。

項の規定による収支の状況の報告及び公表は、総務省令で定めるところにより、日本郵便株式会社が行うものとする。

附則（平成二十五年一〇月九日政令第二九四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十六年三月二八日政令第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（郵政民営化法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 改正法附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧就農支援資金（同項に規定する旧就農支援資金をいう。次条において同じ。）の貸付けについては、第十条の規定による改正前の郵政民営化法施行令第四条第一項（第十六号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第九号）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とする。

附則（平成二十七年三月一八日政令第七四号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年三月三一日政令第一四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年四月二四日政令第二二号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年八月一二日政令第二九一号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月二十六日）から施行する。

附則（平成二十八年三月二五日政令第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月二五日政令第七九号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年二月二六日政令第三九六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年一月二〇日政令第四二六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十三条中郵政民営化法施行令第十條第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一〇月一七日政令第二九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。

附則（平成三一年三月一三日政令第三五号）抄

（施行期日）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二六号）抄

（施行期日）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年一〇月二九日政令第三〇〇号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月三一日政令第一六七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和六年二月七日政令第二六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日政令第七六号）抄

（施行期日）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十二條第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。